

令和6年度 市民の声一覧(下半期公表)

受付月	分類	件名	市民の声	回答(対応)内容	回付先
12月	水道・下水道	高知市のPFAS濃度について	岡山県吉備中央町の浄水場からPFASと呼ばれる化学物質が極めて高い濃度で検出された問題で、全国で初めて公費による住民の大規模な血液検査が始まりました。 高知市ではどうですか。水道管の衛生状態はしっかり管理されていますか。〇〇市などの状態もチェックしてこれからどのようなタイムスパンで改善が行われていくのか教えてください。	高知市の水道水のPFAS濃度についてお答えします。高知市では令和3年度から市内の給水栓等において、水道水の水質管理目標設定項目であるPFOS及びPFOAの検査を行っています。その結果、これまでに国が定めた暫定目標値である50ng/Lを超えた地点は確認されておりません。検査結果につきましては、高知市上下水道局浄水課のホームページで公表しておりますので、ぜひご確認いただければと思います。 次に、水道管の衛生状態の管理ですが、水道管の蛇口から出る水に対して水道法に規定する水質検査を定期的に行っており、水質基準を満たしていることを確認しています。 なお、〇〇市の状況については、高知市では把握しておりませんので、〇〇市へ直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。 何かご不明な点があれば、高知市上下水道局浄水課水質管理センター(電話：843-8634)までお電話いただければと思います。	上下水道局浄水課
2月	水道・下水道	水道局の対応について	高知市内に戸建て貸家を建て、全ての管理を市外業者に任せています。 その業者の話によると、高知市上下水道局から「水道の管理窓口は高知市内の業者に限定している」と言われ、やむを得ず水道に関する管理を自社から高知市の業者に変更したようです。 桑名市長は市長就任の会見で、岡崎市政の残すべきは残し、変えるべきは変えると言っていました。原則として高知市内の業者に限定するが、現地に直ぐに来れるのであれば例外的に市外業者でも認める様に変えるべきではないでしょうか。 一般に法律、条例、その他の行政規則(以下法律等という)にはそれぞれ目的があり、その目的にかなっていれば、形式にはこれらに反していても、例外的に認める角の取れた運用をすることで市民が納得し、岡崎市政より市役所がよくなったと感じるようになるのではと思います。ご検討をお願いする次第です。	日頃は、上下水道事業にご協力いただき誠にありがとうございます。 先日、市長宛てにいただきましたご要望の件について、ご説明させていただきます。 給水装置の所有者の代理人について、高知市給水条例では、「給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。」と規定しています。 条例で定める所有者(代理人)が処理する事項として、「給水装置工事の費用負担」や「供給条件」「給水を適正に保持するための必要な事項」などがあり、具体的には、給水装置の新設、改造等の申し込みや水が汚染または漏水しないよう給水装置の維持管理、給水装置所有者等の変更の届出などがあります。 例えば、メーターから宅内側の漏水により、配水管の水圧が低下し、付近の給水に支障がでてしまう場合や、水道水を供給する管と井戸水など水道水以外の管を接続してしまったことにより、井戸水などが水道管に逆流してしまい、周辺に飲用に適さない水が給水されるおそれがあるなど、このような事例が発生してしまうと早期対応が必要となります。 直ちに対応が必要な場合は限られますが、緊急対応が必要な際、市内在住の所有者もしくは代理人であれば、早い段階で必要な措置を講じることができ、周辺使用者への影響を最小限に抑えることができると考えています。 ただ、場所によっては、近隣市の方が早く現地に駆けつけることができる場合があり、いただいたご意見について十分理解しておりますが、隣接する市域も広範であり、代理人の要不要の線引きを一律に規定することが難しいことから、現時点では条例に基づき、市内に居住する代理人を設けることとさせていただきたいと考えております。 今まで、給水装置の所有者の代理人について、市外でも認めてもらいたいというご要望がありませんでしたが、今後、ご要望が増えてくる状況になれば、制度の適正な運用について検討を行ってまいりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。	上下水道局お客さまサービス課
2月	水道・下水道	道路の通行制限について	〇〇町の市道で下水道の工事をしており、先日通行規制のチラシがポストに入っていました。工事区間について、「2月13日から3月21日の間(内25日間)、昼間通行止め」となっています。 このチラシとは別に、近くの電柱の両側に通行止めについて看板が立てられました。西向き方向には、「400m先で2月18日から3月15日まで(内15日間程度)」と書いてます。チラシ記載のところの工事かと思いますが、日にちが異なります。 一方、東向きには、「この場所にて通行止めを行います。2月19日から2月24日まで」となっています。 この2カ所で、同時に通行止めが行われたら、工事区間の住民や区間内にある施設を訪れる人は困ります。両方同時の通行止めはやめて下さい。 また、通行止め箇所が2つあるので、どちらを何時止めるのかははっきり解るようにしてください。近所の方も、タクシーを呼ぼうとしたら通行止めになっており行けなかったとか、デイスービスの車も止められて反対側に回ったため迎えが遅れたとか言ってます。 いつ、どこを止めるかわかれば、事前に対応がとれますので、明日はここ、明後日は向こうとか、看板で示すなど沿道の住民がわかるようにしてください。	下水道整備課担当職員が施工業者と交通誘導員と確認及び打ち合わせを行う。 住民にお知らせした作業予定と現場での規制内容及び工事看板の内容が異なっていることが確認されたため、通行止め路線の沿線の住民に交通規制内容及び規制日時について、声掛けによる再周知を実施した。 声掛けによる再周知後に、今後の工事予定を記載したお知らせ文書を再配布し、内容修正をした工事看板を再設置した。	下水道整備課